

## 新型コロナウイルス感染予防に係る特別講習受講上の注意事項

(令和3年11月16日～11月25日 特別講習施設警備業務2級 新潟県会場)

警備員特別講習事業センターでは、感染予防のためのガイドラインを策定し、それに沿って特別講習を運営していくこととしております。つきましては、特別講習を受講されるに際して、下記事項についてご承知いただくと同時に、講習参加の可否についてご検討をお願いします。

### 1 次の①～⑤のいずれかに該当する方は講習を受講することができません。

- ① 発熱、だるさ、息苦しさ、咳、喉の痛み、味覚・嗅覚の異常などの症状がある方
- ② 講習の直近14日間に、体調不良のため医師などから自宅待機の要請があった方
- ③ 講習の直近14日間に、新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触があった方
- ④ 講習の直近14日間に、政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航があった方、またはその在住者等との濃厚接触があった方
- ⑤ 警備員特別講習事業センターが指定する新型コロナウイルスに係る検査において、検査をしなかった方または新型コロナウイルス感染症陽性と判定された方

### 2 講習受講前の注意事項

- ① 自己への感染を回避するとともに、他者へ感染させないように、身体的な距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指消毒を日々徹底するようにしてください。
- ② 講習の14日前から毎朝の体温測定と体調チェックを行い、申込書類と同時に配付する「体調チェックシート」に必要事項を記入のうえ、講習初日の受付時に提出してください。未記入・未提出の場合は受講を取り止めていただく場合があります。
- ③ 講習当日朝または前日（家を出発する前）に、発熱、だるさ、息苦しさ、咳、喉の痛み、味覚・嗅覚の異常などの症状がみられる方は、事務局に連絡のうえ、講習会場に来ないようにしてください。また、講習中に上記の症状がみられた方は、講習の途中であっても受講を中止し、帰宅していただきます。
- ④ 講習中は終日マスク着用が必須となります。必ずマスクを複数枚ご用意ください。また、手袋及びフェイスシールド等を着用して受講していただく時間があり、複数回交換していただきますが、事務局で用意いたしますのでお持ちいただくことなく結構です。
- ⑤ 公共交通機関を利用して講習会場へ来る方は、感染防止に十分に留意して対策をとってください。

- ⑥ 高齢の方、基礎疾患（循環器疾患、糖尿病、呼吸器疾患、癌、各種免疫不全など）のある方は、感染した場合に重症化しやすいと考えられることから、今回の受講は見合わせるようにお願いします。
- ⑦ 所属会社のご担当者様におかれましては、受講される方の体調について適時把握するようにしていただき、無理に受講する（させる）ことのないようにご配慮願います。

### 3 講習の運営要領と学科講義・実技訓練時の注意事項

- ① 講習初日受付時に体温の測定を行い、「体調チェックシート」を確認しながら健康状態を把握し、講習参加の可否を判断させていただきます。原則として体温が 37.5 度以上ある場合は講習に参加することができません。  
また、37.0 度以上 37.5 度未満の場合であっても、直近 14 日間の体温と比べたうえで当日の体調を聞き取り、講習参加の可否を判断させていただきます。  
講習の 2 日目以降も検温を行い、体調のチェックを行います。  
なお、上記の対応は事務局職員、講師に対しても同様に行います。
- ② 講習会場の不特定多数が触れる環境表面は、講習開始前、1 日のカリキュラム終了後に消毒液等で消毒いたします。
- ③ 学科教場は、1 つの机に 1 名が着くように配席いたします。
- ④ 学科教場・実技訓練会場は、1 時間に 2 回以上（または常時）の換気を行います。空調の効きが悪くなることが考えられますので、服装は寒暖に対応できるものをご用意ください。
- ⑤ 学科講義・実技訓練で使用する資料等を配付する際に、受講者間での受け渡しが発生することが考えられます。各時限の開始前後には必ず手指消毒を行い、講義中・訓練中に不必要に顔面等を触ることのないようにご注意願います。講義・訓練中は手指の状況を常に清潔に保つようにしてください。（会場の随所に消毒液を設置します。）
- ⑥ 実技訓練時は、受講者同士の距離間隔を広く取るようにして行います。受講人数によっては 2 班に分け、各班で別の科目を訓練すること（スクランブル運用）も考えられます。講師や事務局職員の指示に従うようにしてください。
- ⑦ 実技訓練で受講者が使い回す訓練用資機材については、使用前後に清拭消毒いたしますが、各実技訓練開始前にはやはり手洗い・手指消毒を徹底するようにお願いします。
- ⑧ 学科講義、実技訓練時において、講師もマスクを着用し、不必要な大声を発しないように注意して行います。状況によって文言や指示が聞き取り難いこともあり得ま

すので、適宜挙手のうえ、質問する、位置の変更を申し出るなどしてください。

- ⑨ マスクを着用しての講習受講となるため、息苦しさや吐き気を感じるなど、体調不良を感じた場合には、速やかに近くの講師・事務局職員にお知らせください。また、会場の換気を行いながらの講習期間となるため、服装に留意するとともに、体調の管理に十分注意してください。

#### 4 休憩、食事などについての注意事項

- ① 休憩時であっても相応の距離間隔を取っていただき、マスクを外して近距離で会話することは控えてください。特にマスクを外すことになる喫煙時は距離間隔に気を付けるようにしてください。
- ② 食事前の手洗いを徹底するとともに、教場や訓練会場への入退場時など、随時・随所で手洗い・手指消毒するようにお願いいたします。
- ③ 食事開始までマスクを外さないでください。また、食事の際の私語は禁止させていただきます。

#### 5 その他

- ① 講師、事務局職員、施設職員の各種の安全対策指示に従っていただきます。もし、指示に従っていただけない場合は講習受講を中止し、帰宅していただきます。
- ② 講習会場となる施設にあっても、独自の感染予防のための規則が備えられていることが通常ですので、あわせて遵守するようにお願いいたします。
- ③ 受講料お振込み後に1-①～⑤に該当するなど、新型コロナウイルス感染症に係る事由によって講習の参加を辞退する場合、または事務局から受講を中止するよう指示された場合には、受講料を返金いたします。返金の可否については、個別に事務局へお問い合わせください。手続きについては講習終了後にご案内いたします。